

入札の心得

千葉県土地改良事業団体連合会における入札は、入札約款の定めるところにより執行しますが、特に次の事項に留意の上、入札を行ってください。

1 入札の参加について

- (1) 入札参加者は、代理人をして入札されるときは、所定の様式による委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札の前に所定の様式による誓約書を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札書は所定の様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加の辞退について

- (1) 入札参加の指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加の指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届（所定の様式）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

3 無効となる入札について

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合であると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定について

- （１）工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- （２）落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

5 再度入札について

- （１）開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- （２）再度入札の回数は、原則として１回までとする。
- （３）再度入札に参加できる者は、１回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。
- （４）入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

6 異議の申し立てについて

入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。